

● 社外取締役 以下の要件のいずれにも該当することが必要

	会社その他		機関その他			期間制限	
イ	当該株式会社又は	その子会社の	業務執行取締役(*1)	執行役	支配人その他の使用人		でなく、かつ
			(以下「業務執行取締役等」(*1-2)という)				
	当該株式会社又は	その子会社の	業務執行取締役等(*1-2)			その(取締役への)就任の前 10年間	であったことがないこと(過去要件)
ロ	当該株式会社又は	その子会社の	取締役	会計参与(*2)	監査役	その(取締役への)就任の前 10年内のいずれかのとき において	であったことがある者にあっては
			業務執行取締役等(*1-2)であったものを除く				
	当該株式会社又は	その子会社の	業務執行取締役等(*1-2)			その(取締役・会計参与・監査役への)就任の前(*3) 10年間	であったことがないこと
ハ	当該株式会社の		親会社等(自然人であるものに限る)				でないこと
	当該会社の親会社等の		取締役	執行役	支配人その他の使用人		
ニ	当該株式会社の親会社等の子会社等(*4)の		業務執行取締役等(*1-2)				でないこと
ホ	当該株式会社の		取締役	執行役	支配人その他の重要な使用人の		配偶者又は二親等内の親族でないこと
	当該株式会社の親会社等(自然人である者に限る)の						

*1 : 株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。

*1-2 業務執行取締役等: 当該株式会社又はその子会社の 業務執行取締役*1 若しくは 執行役 又は 支配人その他の使用人

*2 : 会計参与が法人であるときは、その職務を行う社員

*3 : 任期が更新されるごとに就任しているものとする(一問一答平成26年会社法改正: 商事法務)

*4 : 当該株式会社及びその子会社を除く。

●社外監査役 以下の要件のいずれにも該当することが必要

	会社その他		機関その他			期間制限	旧法
イ	当該株式会社又は	その子会社の	取締役 会計参与(*2)	執行役	支配人その他の使用人	その(監査役への)就任の前 10年間	であったことがないこと(過去要件)
ロ	当該株式会社又は	その子会社の		監査役		その(監査役への)就任の前 10年内のいずれかのとき において	であったことがある者であつては
	当該株式会社又は	その子会社の	取締役 会計参与(*2)	執行役	支配人その他の使用人	その(監査役への)就任の前 (*3) 10年間	であったことがないこと
ハ	当該株式会社の親会社等(自然人である者に限る)						でないこと
	当該株式会社の親会社等の		取締役 監査役	執行役	支配人その他の使用人		
ニ	当該株式会社の親会社等の子会社等(*4)の		業務執行取締役等(*1-2)				でないこと
ホ	当該株式会社の		取締役		支配人その他の重要な使用人の		配偶者又は二親等内の親族でないこと
	当該株式会社の親会社等(自然人である者に限る)の						

*1 : 株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。

*1-2 業務執行取締役等: 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役*1 若しくは執行役又は支配人その他の使用人

*2 : 会計参与が法人であるときは、その職務を行う社員

*3 : 任期が更新されるごとに就任しているものとする(一問一答平成26年会社法改正: 商事法務)

*4 : 当該株式会社及びその子会社を除く。